

大津町議会意見交換会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大津町まちづくり基本条例第7条に基づき、大津町議会が開催する意見交換会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見交換会の案件)

第2条 意見交換会において町民と意見を交換する案件（以下「意見交換会案件」という。）は、町政及び町議会に関する事、その他必要と認める事項とする。

(意見交換会の開催)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、議長が適当と認めるときは、意見交換会を開催するものとする。

- (1) 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会から意見交換会の開催の要請があったとき。
- (2) 次条第2項の規定による申込みがあったとき。
- (3) その他議長が必要と認めるとき。

(町民からの開催の申し込み等)

第4条 意見交換会の開催を申し込むことができるものは、町内に所在する団体（概ね10人以上で構成される団体に限る。）とする。ただし、次に掲げる団体を除く。

- (1) 宗教団体
- (2) その他議長が適当でないと認める団体

2 意見交換会の開催を申し込もうとする団体（以下「申込団体」という。）は、意見交換会開催申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて議長に提出しなければならない。

- (1) 出席者名簿
- (2) その他議長が必要と認める書類

3 議長は、前項の申込みがあったときは、前条の規定によりその内容を審査し、意見交換会の開催を決定したときは、意見交換会開催通知書（様式第2号）により申込団体に通知するものとする。

(要請及び申込期限)

第5条 意見交換会の開催を要請または申し込みをしようとするものは、原則、開催希望日の1ヶ月前までに、要請または申し込みをしなければならない。

(出席議員)

第6条 意見交換会に出席する議員（以下「出席議員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 意見交換会案件に係る常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員
- (2) 議長が議会運営委員会に諮り、指定する議員

(議員の留意事項)

第7条 町民との意見交換会に出席する議員は、町民の多様な意見を把握し、議会内での議論・政策提言につなげていくために、町民の意見・要望の意図・真意等を聴取することに留意しなければならない。

(報告書の提出及び公表)

第8条 意見交換会において記録者の役割を分担した出席議員は、意見交換会の要点を記録した報告書を作成し、意見交換会終了後、速やかに議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の報告書の提出があったときは、速やかにその内容を町議会広報紙及び町議会ホームページに掲載し、公表するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

大津町議会議長 様

団体の名称
代表者住所
氏 名
電 話 番 号



意見交換会開催申込書

意見交換会の開催について、大津町議会意見交換会実施要領第4条第2項の規定により次のとおり申し込みます。

意見交換会案件	案件の名称	
	(意見交換をしたい具体的な内容があれば記載してください)	
希 望 日 時 (※)	第1希望	
	第2希望	
	第3希望	
参加予 定人数		
会 場		
	※ 役場以外の場所を希望する場合は記入してください。	
備 考		

添付資料

- (1) 出席者名簿
- (2) その他

※希望日の2週間前までに申し込みをお願いします。

団体の名称
代表者

様

大津町議会議長



意見交換会開催通知書

年 月 日付けで申込みのありました意見交換会の開催については、次のとおり決定しましたので、大津町議会意見交換会実施要領第4条第3項の規定により通知します。

意見交換会 案 件	
開催日時	
会 場	
議 会 の 出席予定者	
備 考	